

静岡県男女共同参画センター 指定管理業務の評価結果について

静岡県では、指定管理者制度を導入した静岡県男女共同参画センターの管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、令和7年度の評価結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

1 目的

顧客本位の施設管理運営、情報収集及び提供、県民の自主的な活動・交流の支援、施設の維持管理、安定した組織体制といった観点から、指定管理業務の実施状況等を評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで、県民サービスの向上を図っていくことを目的とする。

2 評価の方針

- (1) 指定管理者が、県の男女共同参画推進拠点である「あざれあ」の施設運営を適正かつ効果的に行っているか
- (2) 指定管理者が、県の男女共同参画社会づくりのための施策を具体的に推進するという使命を十分に果たしているか

3 評価の項目

- (1) 利用者である県民のニーズに沿った、顧客本位の施設管理・運営を行っているか
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供は積極的になされているか
- (3) 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流への支援はなされているか
- (4) 施設の日常の維持管理に、万全を期しているか
- (5) 指定管理者として十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか

4 指定管理者外部評価委員会

氏 名	職 名 等	備 考
犬塚 協太	静岡県公立大学法人静岡県立大学 国際関係学部教授	委員長
内山 千穂	日本労働組合総連合会 静岡県連合会 副事務局長	
兼高 則之	公認会計士	
笹原 恵	国立大学法人 静岡大学 情報学部教授	
恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所 専務理事	
古畑 恵子	弁護士	
計	6 名	

5 指定管理者名

あざれあ交流会議グループ

〈構成団体〉

- ・ NPO 法人 静岡県男女共同参画センター交流会議
- ・ 株式会社 セイセイサーバー
- ・ 株式会社 東海ビルメンテナンス静岡支店

6 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

7 令和7年度事業の評価結果

（1）項目別評価

評価項目	得点率 (%)	評価 ランク	講 評
(1) 利用者である県民のニーズに沿った、顧客本位の施設管理・運営を行っているか	87.5	A－	○利用率は回復傾向にあり、利用者ニーズが変化する中、集客に向け努力された点は評価できる。 ○今後も利用者のニーズを把握し、新しい広報手段による施設の知名度向上など、更なる利用促進に向けた取組を期待する。
(2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供は積極的になされているか	83.3	A－	○資料整備やレファレンスサービスなど、専門性を生かした図書室の運営は高く評価できる。 ○利便性の高い図書の相互貸借サービスは、更なる周知や市町図書館等との連携を進め、図書室の認知度向上と利用促進につなげることを期待する。
(3) 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流への支援はなされているか	85.0	A－	○調査研究事業は、新たな視点による取組として評価できる。調査結果は、効果的な情報発信により事業の認知度向上につなげてほしい。 ○地域展開は、県のセンターとしての役割が果たせるよう、単独実施が難しい市町等との連携を深めながら展開されることを期待する。
(4) 施設の日常の維持管理に、万全を期しているか	93.8	A＋	○施設の清掃や維持管理は利用者からの評価も高く、良好な施設環境が維持されている。 ○利用者がいる状況を想定した防災訓練を取り入れ、災害時の対応力向上に努めることを期待する。
(5) 指定管理者として十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか	86.3	A－	○職員が積極的に研修に取り組んでいる点は評価できる。 ○オンライン研修の利点を活かしつつ、参加者同士の交流など学びを深める機会を活用し、職員の資質向上に取り組むことを期待する。

（2）全体評価

得点率 (%)	評価 ランク	講 評
87.1	A－	○本センターは全国的にも高い水準にあり、厳しい状況の中で安定した施設運営と質の高い事業を展開していることは評価できる。 ○社会環境や県民ニーズの変化を踏まえ、広報の充実や地域との連携を進め、更なる取組の充実を期待する。

(参考1)採点方法

大項目ごとの得点率を算出し、評価基準(表1)に基づき10段階で評価する。

(表1)年度評価基準

ランク	得点率 (%)
A+	90以上
A-	80以上90未満
B+	70以上80未満
B-	60以上70未満
C+	50以上60未満

ランク	得点率 (%)
C-	40以上50未満
D+	30以上40未満
D-	20以上30未満
E+	10以上20未満
E-	0以上10未満

(参考2)指定管理者の業務の概要

1 県男女共同参画センターが行う事業のうち指定管理者が行う業務の範囲は「静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」により規定されている。(条例第4条、第13条)

2 県男女共同参画センターの指定管理者が行う業務の概要

センターが行う事業	業 務
施設の使用	①ホール・会議室等の貸付
情報の収集及び提供	①ホームページの運営、②広報誌等の発行、③ホールにおける掲示物配架、④図書室の運営
県民の自主的な活動及び交流の支援	①団体活動等の支援、②団体等交流の場の提供
その他（維持管理）	①施設及び設備の維持管理、②修繕、③清掃